



第515号
昭和49年10月20日

やお市政だより

発行所 大阪府八尾市役所
八尾市本町1 TEL (91) 3881
印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくし八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

市の動き

秋の史跡めぐり

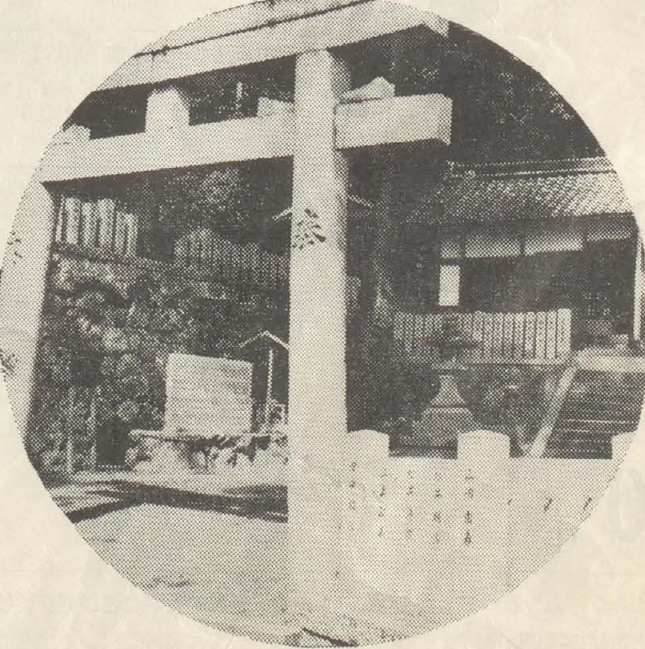
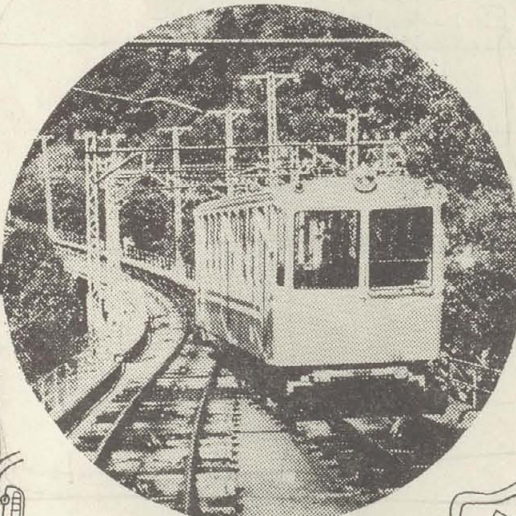
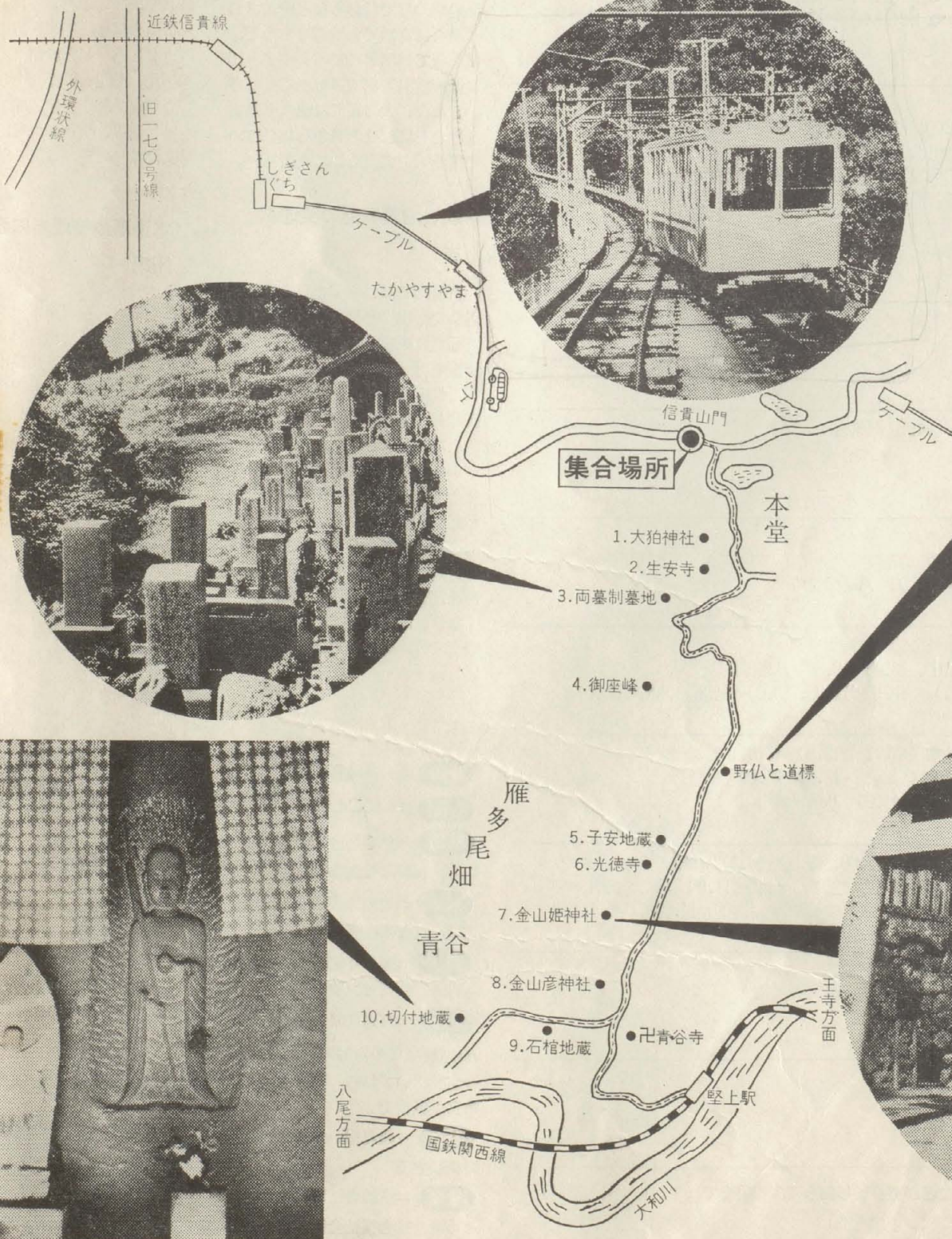
11月4日(月)

第17回史跡めぐりを行います。
今回は信貴山門(バス停)に集合、お隣りの柏原市本堂、雁多尾畑、青谷の史跡をめぐり、国鉄河内堅上駅に至る約8kmのコース。途中、大和平野、河内平野の眺めがすばらしく、ハイキングコースとしても最適です。
秋の一日、ご家族そろって参加してみませんか。
☆とき 11月4日(月)午前9時30分 雨天の場合は10日(日)に延期
☆集まるどころ 信貴山門(近鉄信貴線山本駅発8時22分、8時51分の電車が信貴山門駅でケーブルに、高安山でバスに接続しています)
☆コース 信貴山門—本堂(1.大狛神社、2.生安寺、3.両墓制墓地)—雁多尾畑(4.竜田本宮御座峰、5.子安地藏、6.光徳寺、7.金山姫神社)—青谷(8.金山彦神社、9.石棺地藏、10.切付地藏)—国鉄河内堅上駅
☆もって行くもの 弁当、水筒

史跡めぐりコース案内

大狛神社
高麗一族の祖神をまつっている。
生安寺
鰐口 径33cm 鎌倉末期
本尊 薬師如来坐像
両墓制墓地
柏原市内唯一のもの。手前に「詣り墓」奥に「埋め墓」。
野仏と道標
道標には「右たつた」「左志ぎ山」とある
竜田本宮御座峰
竜田本宮の霊時(れいじ)といわれ、この山を御座峰と呼ぶ。御座峰の碑がある。
子安地藏(真福寺)
安産祈願のための地藏尊として有名
村上天皇妃安子が法円に命じて造らせたと言われている。

光徳寺
円融法皇、後堀河天皇勅願所
梵鐘 総丈83.0cm 青銅製
紙本 阿弥陀三尊来迎図
紙本 歎異鈔 その他
金山姫神社
青谷の金山彦神社に対して夫婦神。製鉄に携った氏族の祖神をまつたと考えられる。
金山彦神社
神像八体 鎌倉時代
木造狛犬
石棺地藏
古墳出土の石棺のふたに地藏菩薩像が浮き彫りされている。
切付地藏
自然の岩壁を削り、地藏菩薩像を浮き彫りにしている(磨崖)。



やお市政だより

第515号

2

昭和49年10月20日

市の行事

10/26 (土)	青少	☆出張献血 10.00-12.00 八尾中 13.00-15.00 長池小
27 (日)		
28 (月)	教育 家児 心配	法律 行政
29 (火)	交通 青少	
30 (水)	結婚 家児 教育	☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.30 八尾保健所
31 (木)	家児 青少	☆婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(バスケットボール) 17.30-21.00
11/1 (金)	家児 教育 身障	☆防災の日 ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆府の巡回交通相談 10.00-16.00 市民相談室 ☆乳幼児健康相談(3カ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所
2 (土)	青少	
3 (日)		☆文化の日
4 (月)		☆秋の史跡めぐり 9.30- 信貴山門集合
5 (火)	交通 青少	☆少年を守る日 ☆出張献血 10.00-15.00 市立病院 ☆ツベルクリン反応 9.15-11.00 八尾保健所
6 (水)	結婚 家児 教育	☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.30 八尾保健所 ☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.30 八尾保健所
7 (木)	家児 青少 法律	職業
8 (金)	家児 教育 身障	行政
9 (土)	青少	
10 (日)		

《チャリティバザー》

肢体不自由児のための「府民チャリティバザー」が開かれます。
☆とき 11月10日(日)午前10時30分-午後4時
☆ところ 四天王寺本坊
品物をご寄贈くださる方は、市立養護学校(電92-4044)または松本宅(電22-6875)まで。

《稲わらなどの焼却には届け出を》

秋の取り入れどきになると、稲わら、わらくず、もみがらなどの焼却により多量の煙や炎が発生することがあります。
このため、火事と間違われ、問い合わせや通報が非常に多くなっています。
農家の方で稲わらなど焼却される場合は電話でも結構ですので、前もって消防署(栄町2-3-10 電92-2281)まで届け出てください。また、火の元には消火準備するとともに、その場から離れないで後始末を完全にしてください。

《新、増築家屋の実地調査》

税務課では、昭和49年中に建てられた建物(増築も含む)について固定資産家屋評価のための実地調査を行っています。
これらの建物は、来年度(昭和50年度)から固定資産税賦課の対象となります。調査員が調査にうかがった際は、必ず八尾市職員証または固定資産評価補助員証を呈示し、調査についてのこまかい説明をしますが、ご不審な点がある場合は、市税務課(電91-3881 内線258)までご連絡ください。
なお、この調査は昭和50年1月頃まで行いますのでご協力をお願いします。

身障 = 身体障害者相談

心配 = 心配ごと相談

結婚 = 結婚相談 いずれも13時-16時 社会福祉会館で

家児 = 家庭児童相談 10時-16時 社会福祉会館で

青少 = 青少年受援相談 9時-17時 教育センターで

交通 = 交通相談 法律 = 法律相談(当日予約制) 行政 = 行政相談 いずれも13時-16時 市民相談室で

教育 = 教育相談 9時- 教育相談室で

職業 = 高齢者職業相談 10時-15時 社会福祉会館で

《労働講座を開講》

労働会館分館では、元市大教授上林貞治氏ほか数名の講師をむかえ「物価と賃金」をテーマに次のとおり労働講座を開講します。
☆とき 10月25日・30日、11月1日・6日・13日・15日・19日・20日 午後6時-8時
☆ところ 労働会館分館(植松町)2階
受講料は無料。希望者は当日会場まで。

《ギター教室講座生募集》

婦人会館では、一般市民(小・中学生含む)を対象に第12回ギター教室を開きます。
☆とき 11月9日から毎週土曜日(午後2時から)と11月12日から毎週火曜日(午後5時から)
☆ところ 婦人会館(本町3-10-10 電22-6185)
☆定員 30名(申込順)
申し込み、問い合わせは婦人会館または宮崎宅(電91-6013)まで。

《水道事業管理者に西川氏》

このほど、西川実水道局長が水道事業管理者に任命されました。また、栄町1丁目、田中彰氏を教育委員会委員に、栄町2丁目、中村三省氏を公平委員会委員に市議会の同意を得て選任しました。

《税務相談》

八尾税務署では、今月1日に開設された「税務指導センター」の利用を呼びかけています。
同センターでは、小企業や個人の事業、不動産売買、相続、贈与などの税務相談に無料で応じています。
☆とき 毎週月、水、金 午後1時-午後4時(ただし祝祭日は除く)
☆ところ 八尾商工会議所(本町2丁目)2階

《祝電は早めに》

春秋の結婚シーズンの大安日や週末には、お祝い電報で電報の受付「115番」が大変こみあいます。電々局では、10日前から予約できる配達日時指定制(指定料30円)の利用を呼びかけています。

《民謡の日時変更》

10月5日号第1面でお知らせした市民体育大会の日程のうち、民謡を12月15日(日)に変更します。また、「民謡」とありましたが「民踊」の誤りです。

☆みなさんの近くで起こった善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)
☆市税の納税は便利な預金口座振替で(TEL 91-3881 内線263)

やお市政だより

第515号

3

昭和49年10月20日

お知らせ

募集のこと

■消防吏員を募集しています

電 92-2281

市消防本部では、次のとおり消防吏員を募集しています。

☆資格 昭和25年4月2日以降に生まれ高校、短大(高専)、大学を卒業した人、または昭和50年3月卒業見込みの人(男子)

☆試験 ▷第1次 11月24日 午前9時
▷第2次 11月29日 午前9時 場所はいずれも市消防本部で

☆申し込み ▷高校一高等学校統一用紙に最近撮影の写真2枚(5cm×6.5cm)を貼付▷短大(高専)、大学一高等学校統一用紙または受験申込用紙(消防本部で交付)に写真2枚を貼付、卒業証明書または卒業見込み証明書、請求証明書各1通を添付し、11月22日(金)までに市消防本部総務課まで持参のこと。

☆給与(初任給) 高卒-72,468円以上
短大卒-80,028円以上 大卒-87,588円以上
くわしくは市消防本部総務課まで。

■パート看護婦を募集しています

電 91-3881 内線360

衛生課では、パート看護婦を次のとおり募集しています。

☆募集人員 5-6名
☆勤務内容 予防接種の医師介助
☆勤務時間 午後1時-4時頃
☆手当 3時間で1,700円
☆申し込み 11月10日までに衛生課までくわしくは衛生課まで。

年金のこと

■年金(拠出制)が増額されます

電 91-3881 内線321

昨年9月の法改正により、年金(拠出制)に物価スライド制が導入されました。これにより今年度は昨年度平均物価上昇率16.1%をもとに次のとおり増額支給されます。

☆引き上げ率 16.1%(付加年金、加給金は除く)

☆増額される月 49年9月分から

☆増額された年金を受け取る時期 老齢年金=11月(9月-11月分) その他の年金=10月(9月-11月分)

■年金保険料が改定されました

電 91-3881 内線320

国民年金保険料が改定され、昭和50年1月分から現行の月額900円が1,100円となります。(付加保険料は据え置き)

なお、既に来年1月-3月分の保険料を納めていただいている方には、不足額が生じますので後日通知いたします。

★年金保険料は納期限内に納めましょう

老人のこと

■老人健康診査を必ず受けましょう

電 91-3881 内線279

満65歳以上(49年4月1日現在)の方を対象に、今年も老人健康診査を次のとおり行います。

この健康診査は病気の早期発見、早期治療のために行うものですが、現に治療を受けておられる方も受診することができます。該当する方はぜひお受けください。

☆期間 11月1日-30日

☆受診方法 八尾市医師会に加入している近くの医院で受けください。

☆持って行くもの 健康保険証、老人医療証、健康診査記録表(地区の老人クラブ会長宅または社会課にあり)

☆費用 無料

くわしくは社会課社会係(社会福祉会館内)までお問い合わせください。

■ねたきり老人見舞金を支給します

電91-3881 内線279

市では、ねたきり老人に対し次のとおり見舞金を支給します。該当する人は忘れず申請してください。

☆受けられる人 12月15日現在65歳以上で次の3点に該当する人

①傷病(老衰含む)で1年以上常時ねたきりの人

②ひとりですることが困難な人

③昨年12月16日から引き続き市内に住み、住民基本台帳に記載されている人

☆支給金額 年額10,000円

☆支給月 12月

☆申請 10月31日までに社会課(社会福祉会館内)または地区民生委員さんに申し出てください。

なお、申請書は各出張所窓口にも用意しています。

水道のこと

■給水開始の申し込みは電話でも受け付けます

電 22-1661

11月1日から、従来の使用中止のほかに、給水開始の申し込みも電話で受け付けることになりました。受付時間は月-金曜=9時-12時、13時-17時、土曜=9時-12時です。次の場合は必ず届け出をしてください。

●転入等であらたに水道を使用する時

●転出等で水道の使用を中止する時

●前使用者から引き続き水道を使用する時

なお、電話で申し込みされた時は住所、氏名、水せん番号(領収書、使用水量お知らせ票に記入、その他門柱または入口に貼付)、道順、給水中止の場合は料金の精算先をお知らせします。あらかじめご用意ください。

学校給食のこと

■来年度学校給食物資納入業者の登録申請を受け付けます

電 41-1561

市教委では、来年度学校給食物資納入業者の登録申請を次のとおり受け付けます。

☆受け付けする業種 めん類および小麦粉等の穀類、いも類(こんにゃくを含む)、卵類、野菜類、魚介類およびその加工品(冷凍魚を含む)、果実類(果実カンを含む)など

☆申請書の交付 11月18日-30日

☆申請書の受付 11月25日-12月7日

資格などくわしくは市立給食センター(千塚333の1)までお問い合わせください。

児童手当のこと

■児童手当が月額4,000円に引き上げられました

電 91-3881 内線321

今年10月分以降の児童手当が引き上げられ支給対象児童1人につき、これまでの月額3,000円が4,000円となりました。

増額された児童手当は次回の支給月(来年2月(10月-1月分))から支給されます。

消費問題のこと

■八尾市消費者相談所をご利用ください

電 91-3881 内線323

市では、消費者相談員の協力を得て市立婦人会館内に消費者相談所を開設しています。食品添加物、欠陥商品、製品の安全性など消費生活に関する不安、苦情等をお持ちの方は気軽にご利用ください。

☆相談日 毎週月-金曜 午前10時-午後3時

☆ところ 市立婦人会館

次の15名の消費者相談員が交代でご相談に応じます。(自宅でも相談に応じますが、夜遅くの相談はご遠慮ください)

《消費者相談員》

☆角田静子(本町3-10-10 婦人会館内 電22-6185) ☆乾 芳子(久宝寺6-6-15 電91-0201) ☆大久保好子(本町6-11-15 電22-2158) ☆大村順子(植松町5-5-5 電91-1424) ☆岡積尚子(山本町北3-5-12 電22-3703) ☆角田礼子(山城町1-3-2 電98-4463) ☆定池とく子(西木の本2-26 電91-7613) ☆高安喜代子(恩智1408 電43-7646) ☆寺尾幸子(柴町1-8-12 電22-6496) ☆西寺 幸(安中町2-3-3 電91-9074) ☆藤田豊子(刑部166 電22-8281) ☆平出美代子(山本町2-1-11 電23-4605) ☆堀内幸子(田井中391-7 電49-5585) ☆三木 静江(竹淵230 電06-709-5601) ☆真鍋幸子(緑ヶ丘3-75 電99-7144)

医療証のこと

■心身障害者の医療証が更新されます

電 91-3881 内線359

今年1月1日から重度心身障害者の方に医療費の一部を助成していますが、その医療証(緑色)の有効期限が10月31日で切れます。新しい医療証(黄色)は10月末までに送付しますので、11月1日からは新しい医療証をお使いください。

なお、市内に住所があり、国民健康保険の被保険者または各種社会保険の被扶養者で次の各号の一に該当する人はこの助成を受けることができます。まだ申請していない方は衛生課まで申し込んでください。

①身体障害者手帳を持つ障害程度1-2級の人

②児童相談所、精神薄弱者更生相談所、精神衛生鑑定医などの判定機関で精神薄弱の程度が重度(I Q35以下)と判定された人

③身体障害者手帳を持っている人で判定機関で精神薄弱の程度が中度(I Q50以下)と判定された人

☆持って行くもの 印かん、障害者手帳またはそれに代わる証明書、加入保険の保険証ただし、次の各号の一に該当する人は重度心身障害者の方でも医療費の助成を受けることができません。

①生活保護を受けている人

②老人医療費の支給を受けることができる人

③精神薄弱者福祉法または児童福祉法に基づく措置の医療費の支給を受けている人

④前3号に該当する人のほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき全額公費負担を受けることができる人(社会保険の被保険者(本人)を含む)

くわしくは衛生課医務係までお問い合わせください。

園芸のこと

■園芸相談、鉢物即売会、菊花展が開かれます

電91-3881 内線228(公聴課)

電22-1826(桂解放会館)

《園芸相談と鉢物即売会》

市民憲章推進協議会緑化部会では、次のとおり園芸相談(草花)と鉢物即売会を開きます。

☆とき 10月26日(土)午後1時-3時=園芸相談 午後1時-5時=鉢物即売会

☆ところ 市立婦人会館(本町3-3-10)

園芸相談には船田忠康氏(大阪市在住)と市の河野緑化室長があたります。

《菊花展》

西郡地区園芸教室の菊花展が次のとおり開かれます。

☆とき 10月22日(火)-11月11日(月)

午前9時-午後5時

☆ところ 桂解放会館前庭(桂町2-37)



やお市政だより

第515号

4

昭和49年10月20日

市の話題



●盛大に地区市民スポーツ祭

市では、例年山本球場か府宮久宝寺緑地で市民スポーツ祭を催してきましたが、遠方の場合は参加できないなどの理由から、今年は地区市民スポーツ祭実行委員会が中心となって、地元の中学校を会場に催されています。

体育の日、高安地区では幼児からお年寄りまでが、秋空の下でいろいろな競技を思う存分楽しめました。



●チューリップの球根配布

市と市民憲章推進協議会は9日市内11か所でチューリップの球根3個入り袋を市民に配り、「町を花と緑でいっぱいにしましょう」と呼びかけました。これは、市が昨

年度から実施している「花いっぱい運動」の一環として行ったものです。今回は大橋市長はじめ、会員らが6台の車に分乗して国鉄八尾駅などを巡回し、買物客や働く人々に球根を手渡しました。



●志紀文化センター完成

志紀町西1丁目にこのほど鉄筋コンクリート2階建ての「市立志紀文化センター」が完成しました。市役所志紀出張所は、14日からこのセンター内に移転し、業務をとり行っています。1階料理講座室、2階集会室と学習室など、「文化センター」の各部屋は11月初旬オープン予定です。



●文化祭スタート

5日の愛石展を皮切りに第21回文化祭が開催され、教育センターは連日たくさんの人でにぎわっています。

愛石展には、一般市民や市内の愛石家グループの賛助出品約60点が同センター内に展示され、熱心な婦人や老人の好評を得ました。年々、出品者の年齢層も若くなり、石に興味を抱く人が増えているようです。

3人世帯で月額500円です

＝し尿汲み取り手数料改定＝

このほどし尿汲み取り料金を別表のとおり改定し、9月1日から新料金で納付していただくことになりました。

八尾市のし尿汲み取りは市の許可業者である八尾市清掃協同組合が業務をとり行っていますが、旧料金では次のような理由でぼう大な赤字が生じるためやむなく6年目に改定したものです。諸物価上昇のおりからまことに申し訳ありませんが、市民のみなさんのご理解、ご協力をお願いします。

なお、今後の汲み取りにつきましては、月2回収集安定化とサービスの向上をはかるべく努力を重ねてまいります。

■改定の主な理由

1、諸物価高騰により経営が著しく悪化して

います。

旧料金は昭和43年4月1日に定められたもので6年経過した今日、人件費の高騰、諸経費の上昇でぼう大な赤字が生じています。

2、月2回収集安定化のため、機材、人員、施設の整備を行っています。

これまでは市内6業者にし尿収集の許可を与え、し尿収集を行っていましたが、月2回収集が円滑に行われず大変ご迷惑をおかけしました。

そこで、パキューム車、人員、施設を増強し、月2回収集を定着化させるための体制を整備した結果、必要経費が大幅に増加しています。

世帯構成別手数料

世帯員	料 金 (月 額)		
	基本	人 頭	月額合計
1 人	200円	100円	300円
2 人	200	200	400
3 人	200	300	500
4 人	200	400	600
5 人	200	500	700
6 人	200	600	800
7 人	200	700	900
8 人	200	800	1,000
9 人	200	900	1,100
10 人	200	1,000	1,200

人頭制
基本額 月額 一世帯 二百円
人頭額 一人一回につき 五十円
従量制 十八リにつき 八十円
なお、九月分の領収書につきましてはすでに領収したご家庭もありませんので九月分のみ暫定的に追加領収書を発行します